

件名	国民健康保険被保険者証について
受付日	令和2年9月14日
ご意見・ご提案の概要	国民健康保険の被保険者証について、ある年代では「被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚が必要になるが、保険証はどの年代でも1枚にしてほしい。
県の考え方	<p>現在、県内各市町村は、国民健康保険の被保険者に「被保険者証」を交付し、さらに被保険者が70歳以上75歳未満の場合には「高齢受給者証」を交付しているところですが、平成30年8月1日に国の規則が改正され、「被保険者証」と「高齢受給者証」の様式が統一されました。</p> <p>これを受けて岐阜県では、令和3年8月からほとんどの市町村が一体化することで進めており、保険証はどの年代でも1枚が実現することになります。</p>
担当課	健康福祉部 国民健康保険課